

- 子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－結果に基づく勧告（平成 30 年 11 月総務省）抄

2 保育施設等における重大事故対策の徹底・推進

(1) 重大事故の発生を防止するための対策の徹底・推進

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故発生防止対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 重大事故の発生を防止するために、i) 睡眠中の呼吸等点検、ii) プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置、iii) 誤えん事故防止に係る食材点検、iv) 日常保育中の施設内点検、v) アレルギー児の把握及び誤食防止措置といった重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策が保育施設等において確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、これらの対策の重要性を保育施設等に周知徹底することについて要請するとともに、保育施設等におけるその実施状況を把握し、例えば、小規模な保育施設等でも適切な対策を行っている事例や、点検表を用いて確実に各種点検を実施している事例等の必要な情報について地方公共団体を通じて保育施設等に提供すること。
- ② 地方公共団体に対し、i) 監査での指摘が円滑かつ確実に行われるよう、上記①の各種対策の実施状況を監査における確認事項として明確に位置付け、提示するとともに、ii) 監査の機会等を通じて、保育施設等において、上記①の各種対策が行われていないことを把握した場合には、その実施に向けて適切な指摘を行うことについて要請すること。

(2) 重大事故への発展を防止するための対策の徹底・推進

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故を想定した安全対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 重大事故への発展を防止するため、救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練が保育施設等において確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、これらの対策の重要性を保育施設等に周知徹底することについて要請するとともに、保育施設等におけるその実施状況を把握し、例えば、小規模な保育施設等でも適切に実施している事例等の必要な情報について地方公共団体を通じて保育施設等に提供すること。
- ④ 地方公共団体に対し、保育安全に関する講習の開催案内は認可・認可外保育施設等を問わず、全ての保育施設等に対し、送付することについて要請すること。